

IV. 現行の日本の相続税・贈与税の計算上の問題点②

相続財産への加算額の違い

「相続財産への加算額の違い」について具体的に解説します。

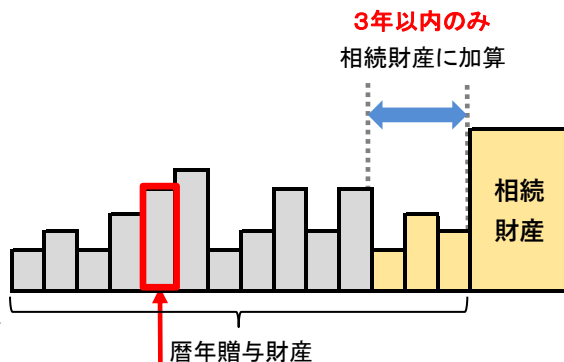
暦年課税

相続税計算上、**相続開始前3年以内の暦年贈与額**は相続財産に**加算**されます。

一方、相続開始から3年超経過している暦年贈与額は、相続財産に加算されません。

いつ贈与するかによって、相続税と贈与税を合わせたトータルの税負担が異なります。

10年前の贈与財産は相続財産に加算しない



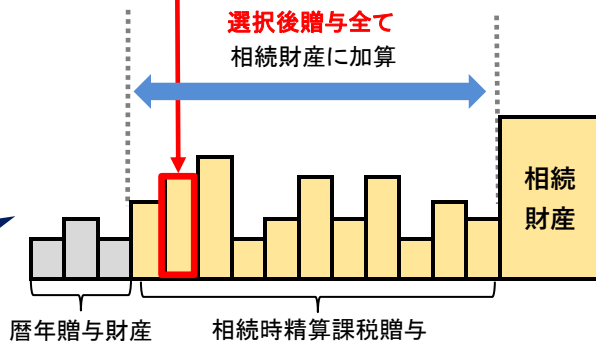
10年前の贈与

相続時精算課税

相続税計算上、相続時精算課税適用後の贈与財産額は相続財産に**全て加算**されます。

いつ贈与しても、相続税と贈与税を合わせたトータルの税負担は同じとなります。

10年前の贈与財産は相続財産に加算する



財務省「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について」に基づき作成

両制度の比較

暦年課税と相続時精算課税は、相続税計算において**どれぐらい過去の贈与まで遡って贈与財産を相続財産に加算するのかという点で違いがあります。**

相続開始から10年前の贈与に焦点をあけると、暦年贈与財産の額は相続財産に加算しませんが、精算課税贈与財産の額は相続財産に加算することになります。

納税者の思考

納税者にとっては、相続税計算上における暦年贈与と相続時精算課税の加算額の範囲の違いに注目し、相続開始時期を予想しつつ**長期間に渡って分割贈与(暦年課税)によって次世代に財産を移転させた方が、相続税と贈与税を合わせたトータル**の税負担を抑制できます。

現行制度に対する政府の見解

- ✓ 現行制度では、同じ贈与でも暦年贈与と相続時精算課税のどちらを選択するかによって、相続税と贈与税を合わせたトータルの税負担が異なります。
- ✓ 相続時精算課税贈与について、相続時精算課税選択後の贈与財産の額は全て相続財産に加算されるため、いつ贈与しても税負担は同じであると評価しています。
- ✓ 暦年贈与については、相続開始前3年以内の贈与財産の額だけが相続財産に加算されるため、いつ贈与するかによって税負担が異なることを問題視しています。

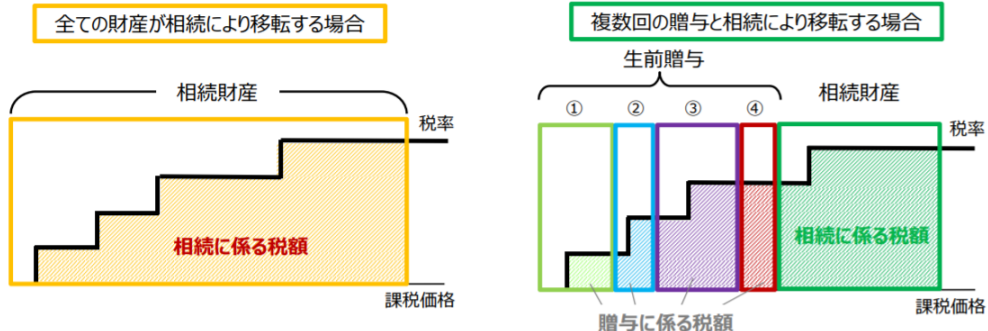
政府の目標

政府は、資産の移転の時期(回数・金額含む)にかかわらず、納税者にとって、生前贈与と相続を通じた資産(財産)の総額に係る税負担が一定になることを「資産移転の時期の選択に中立的」と定義し、そのような税制を目標に制度見直しの本格的な検討を開始しました。

2021年度税制改正大綱において、政府は次の点を重視して検討を開始したことを公表しています。

- ✓ 諸外国の相続税・贈与税制度を参考にする
- ✓ 現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す
- ✓ 格差の固定化の防止等

(例) 同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ



移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担は一定
資産の移転時期の選択に対して税負担が中立的

財務省「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について」を掲載

目標達成により得られる成果

「資産移転の時期の選択に中立的」な税制が構築された場合には、次の成果が得られるとしています。

- ✓ 贈与者と受贈者は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促進され、その有効活用を通じた経済の活性化が図られます。
- ✓ 意図的な税負担の回避を防止することができます。